

令和5年3月8日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

感染警戒対策期における対策について

本県の現状について、新規感染者数は、1月上旬のピーク時と比べて大幅に減少し、確保病床使用率は、2月中旬以降、30%を下回っている状況が続いていることから、3月13日以降、当分の間、警戒レベルを一段階引き下げ、「感染警戒対策期」とすることとしました。

事業者の皆さまには、適切な感染防止策の徹底、業種別ガイドライン等の遵守、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の人との接触を低減する取組みの推進などについて、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴社（団体）におかれましては、「感染警戒対策期における対策について」（資料1）、「香川県からのお願い（新型コロナウイルス うつらない、うつさない）」（資料2）を職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

（※）資料2は、先般、掲示を依頼したものと同じものです。引き続き掲示いただきますようお願いいたします。

県ホームページにデータを掲載していますので、ご活用ください。

なお、必要に応じて厚生労働省リーフレット（参考資料）をご活用ください。

・横型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranai202302281.pdf>



・縦型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranai202302282.pdf>



○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 福江・佐藤
TEL 087-832-3350